



ぶらりらいぶらりい

～図書室にはこんな本があります～

No. 77

★ 特別企画展「ニュース映画にみる昭和」に関する昭和館図書室の資料を紹介します。
(書名の後の()の数字は請求記号です。)

問) 「ニュース映画」について知りたい。

答) 「ニュース映画」を、**ことば**で検索をします。

図書 → **ことばから調べる** → **ニュース映画** (30件該当)

- * ニュース映画とは何か。その経緯について
『戦時期日本のメディア・イベント』(開架 361.45/Ts36)
『GHQ日本占領史19 演劇・映画』(開架 210.76/A42/19)
『20世紀どんな時代だったのか ライフスタイル・産業経済編』(209/Y81)

また、「日本ニュース」「ニュースカメラ」のキーワードでも探してみましょう。

- * 報道カメラマンから見た「ニュース映画」について
『戦況報道の真相』(392.1/Ka97)
『ニュースカメラマン』(778/F64)
『炎の海』(916/Ma36)『炎の海 続』(916/Ma36/2)
- * 「日本ニュース」の第1号～第264号(昭和15～20年)のニュース一覧(未返還分除く)が下記の資料にあります。
『別冊一億人の昭和史 日本ニュース映画史』(開架 210.7/B89/1977-4)

図書室には、書棚に並んでいる図書以外にもたくさんあります。
検索端末を使って、読みたい本を探してみてください。
操作方法等がわからない場合は、カウンター職員までお気軽に…。

・・・悩める昭和人 3・・・



今も昔も悩みは尽きず・・・。

【問】「私は一昨年春、双方の両親初め、親戚一同の同意の下に結婚式を挙げまして、
…(中略)…その年の秋主人は応召し、昨年十月名譽の戦死をとげました。」
「主人出征の際、私は妊娠しておりましたが、あわただしいままに入籍のことも申さず、
昨年春、男児を出生いたし、取りあえず私の私生子として届けておきました。」
「入籍せずに父が死亡してしまったうちは、この子は生涯私生子でいなければならないの
でしょうか。名譽ある父の子とはどうしても認められないのでしょうか。」

【答】「去る三月一日から施行された民法改正法により、『私生子』という名称は廃止されること
になりました。今後私生子という名称は一切使用されず、戸籍謄本や抄本にも『母何某男
(或いは女)』と記載されることになりました。…(中略)…但しこれは、名称だけのことで
あって民法上の身分関係には変わりなく、家督相続、遺産相続などに於いて嫡出子、庶子
より低い位置におかれることは、従来と同じことなのです。」「この度の改正法によって、
父死亡後三年以内は、認知の訴を起し、父の子であることを裁判上確認して貰うことが
できることとなりました。…(中略)…しかもこの規定は施行期日たる三月一日以前に
父が死亡している場合にも、適用されることになっています…(略)」

(『主婦之友 第26巻第5号(昭和17年5月)』より)

※ 旧漢字、旧仮名遣いは改めました。

☞昭和17年2月に公布された民法中改正法(法律第7号)では、それまでの「私生子」を「嫡出ニ非サル子」と名称を変えました。今でいう婚外子(非嫡出子)は、父親に認知されていれば「庶子」として父親の戸籍に入り、されてなければ「私生子」として母の家に入るか、一家を創立しなければなりませんでした。私生子は当時、社会生活の上で冷遇されることがしばしばあったようです。

子の認知は父が生存中でないときできなかったものを死亡後3年以内であれば、父の代わりに検事を相手として認知の訴ができるようになりました。『家の光』(昭和17年4月号)によると「戦時下では、事実上結婚をし、夫婦の間に子を宿しながら、届出をする暇がない中に出征し、名譽の戦死をとげられる方もあるに違いないから」ということで必要と認められたようです。

この延長上で今では当然となっている「胎児の相続権」もこの時の改正で認められるようになりました。



—図書室から—

★ 第19回特別企画展 ニュース映画にみる昭和 ★ を開催いたします。

期間：2006年4月28日(金)～5月14日(日)

場所：3階特別企画展会場

ぶらりらいぶらりい ～図書室にはこんな本があります～ No. 77

2006年4月23日 発行

編集・発行 昭和館 図書室

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1